

個人情報取扱事務の諮問事案書 (第 10 条第 2 項)

オンライン結合を行う事務 の 名 称	児童相談事業	
事 務 管 理 課 の 等	子ども青少年支援課	
オンライン 結合による 取 扱 個 人 情 報	類 型	児童相談事業対象者のうち要保護児童、要支援児童、特定妊婦
	項 目 名	子どもの氏名、性別、生年月日、住所、保護者の氏名、保護者の勤務先、家族の状況、保育所等利用状況
オンライン 結合の概要	結 合 の 当 事 者 名	要保護児童等情報共有システム
	使 用 回 線 の 形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 専用回線(LGWAN回線 ) <input type="checkbox"/> 共用回線( )
	個 人 情 報 取 扱 の 流 れ	厚生労働省が管理する要保護児童等情報共有システムに LGWAN回線を使いアクセスし、対象児童に関する個人情報を直接入力する。児童相談システム導入後は、システムで作成した個人情報のCSVファイルを要保護児童等情報共有システムに取り込む。
オンライン結合を行う理由 (公益上の必要性)	要保護児童等情報共有システムは、児童虐待を含む「要保護児童」、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」、出産後の養育について出産前において支援を行う事が特に必要と認められる「特定妊婦」を対象ケースとしている。「要保護児童」に関しては児童虐待の防止等に関する法律第13条の4に基づき個人情報の提供ができるが、「要支援児童」「特定妊婦」についても「要保護児童」に準じる状況であり、児童の安全を確保するため要保護児童等情報共有システムに結合する必要がある。	
安 全 確 保 措 置 (個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること)	専用回線 (LGWAN回線) の使用によりセキュリティを確保している、要保護児童等情報共有システムは LGWAN-ASPとしてシステムを構築しており、地方公共団体情報システム機構の審査を受けている。	
開 始 時 期	令和 3 年11月から	

## オンライン結合関係図

